



密漁を許さない

沿岸密漁の対策について

問い合わせ先

水産庁資源管理部管理調整課 沿岸・遊漁室

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1



03-3502-8476

はじめに

近年、悪質な密漁が問題になっています。

特に、アワビ、ナマコ等は、沿岸域に生息し、容易に採捕できることから、密漁の対象とされやすく、組織的かつ広域的な密漁が横行しています。

資源管理のルールを十分に認識していない一般市民による個人的な消費を目的とした密漁も各地で発生しています。

密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為です。

水産庁は、密漁に対して厳正に対処し、密漁防止活動に取り組んでいます。

01

【罰則の強化】

平成30年の漁業法改正において、大幅に罰則を強化しました
(最大で3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金)

02

【取締りの強化】

海上保安庁、警察、都道府県等の関係機関と緊密に連携して
取締りを強化していきます

03

【総合的な密漁対策】

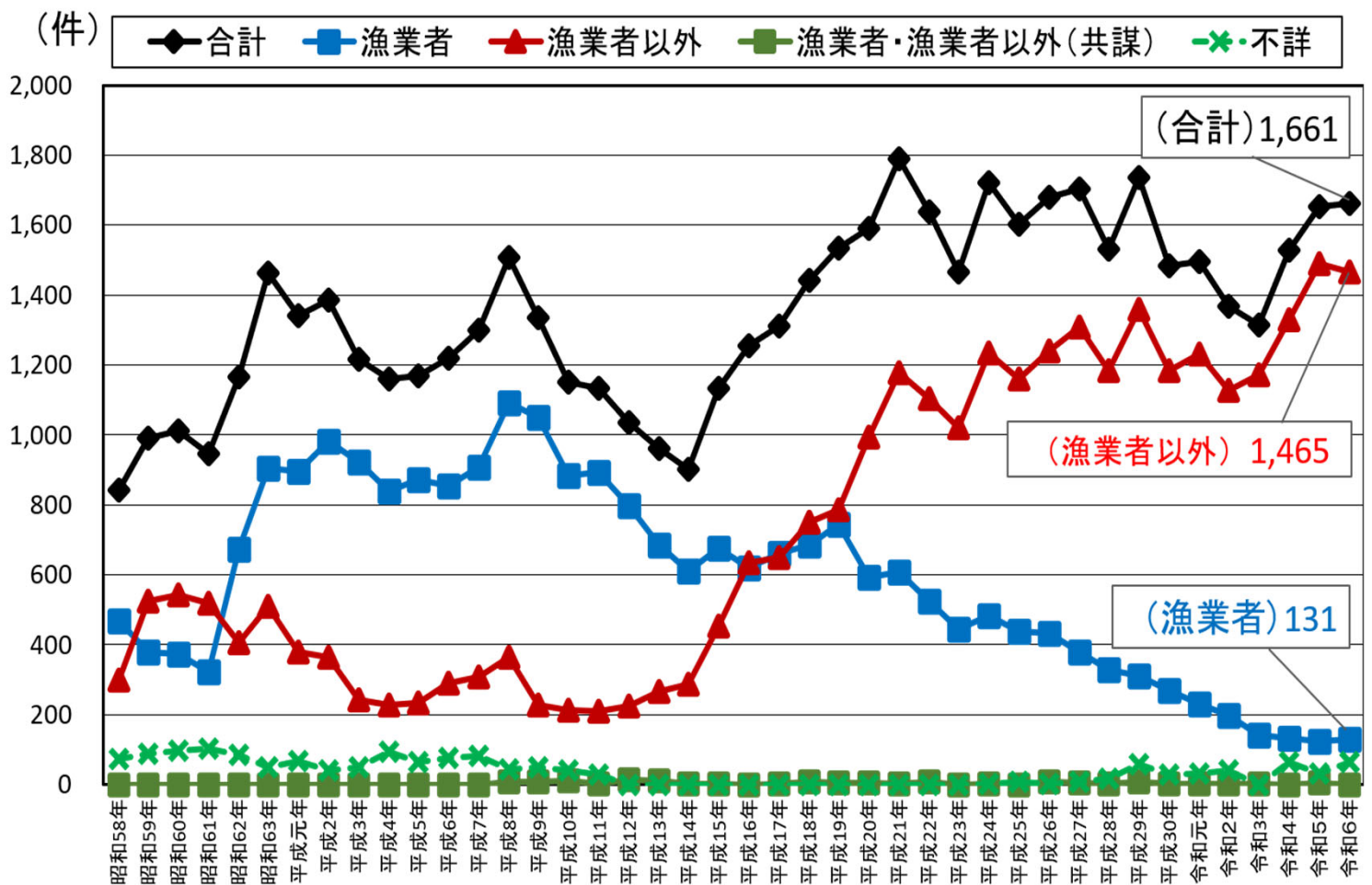
情報共有、密漁対策への支援、一般市民に対するルールの
普及啓発など、総合的な密漁対策を推進します

密漁の発生状況

令和6年の漁業関係法令違反（密漁）の検挙件数（※）は、1,661件（うち漁業者131件、漁業者以外1,465件）でした。

近年では、漁業者による違反操業が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加傾向にあります。

※ 都道府県調べ（令和6年1月～12月における都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。）



罰則の強化

平成30年の漁業法改正において、大幅に罰則を強化しました。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪（罰則は3年以下の拘禁刑又は3,000万円以下の罰金）を新設しました。

また、無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化しました。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

▶ 詳細は次のページ

【罰 則】 3年以下の**拘禁刑** 又は **3,000万円**以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに特定水産動植物を採捕

密漁品流通の罪を新設

▶ 詳細は5ページ

【罰 則】 3年以下の**拘禁刑** 又は **3,000万円**以下の罰金

【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

無許可操業等の罪について罰則を引上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業（例：潜水器漁業、底びき網漁業等）を営んだ者に対して適用されます。

【改 正 前】 3年以下の拘禁刑 又は 200万円以下の罰金

【改 正 後】 3年以下の拘禁刑 又は **300万円**以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物（例：サザエ、イセエビ等）を権限なく採捕した者に対して適用されます。

【改 正 前】 20万円以下の罰金

【改 正 後】 **100万円**以下の罰金

特定水産動植物の採捕の禁止

現在、悪質な密漁が行われているアワビ、ナマコ等を特定水産動植物に指定し、その採捕を原則として禁止しました。ただし、漁業権、漁業の許可等に基づいて採捕することは可能です。

これに違反した者に対しては、3年以下の**拘禁刑**又は**3,000万円以下の罰金**が科されることとなっています。3,000万円という罰金額は、**個人に対する罰金の最高額**です。

特定水産動植物とは

次の要件を満たす水産動植物を農林水産省令で指定します。

- 財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれ大きい
- 密漁により水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれ大きい

(漁業法第132条第1項)

アワビ、ナマコ、シラスウナギ（※）を特定水産動植物に指定

(漁業法施行規則第41条)

※ シラスウナギについては令和5年12月から適用。

採捕する行為が罰則の対象です

漁業者、一般人を問わず、採捕する行為が禁止されますので、採捕した数量や場所にかかわらず、罰則が適用されます。

ただし、適用除外となる行為（採捕が可能な場合）が定められています。

適用除外（採捕が可能な場合）

- 漁獲割当（IQ）の範囲内において採捕する場合
- 許可を要する漁業（大臣許可漁業及び知事許可漁業）について許可を受けた者が、当該許可に基づいて漁業を営む場合
- 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて漁業を営む場合
- 特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合（試験研究、教育実習のために許可を受けて採捕をする場合）

(漁業法第132条第2項、漁業法施行規則第42条)

※許可や漁業権等を有していても、許可等をされた範囲以外の違法な操業を行った場合は、適用除外には当たらず、罰則の対象になります。

密漁品の流通

特定水産動植物の密漁が発生するのは、これを高額で買い受ける者がいることも原因の1つです。

このため、違法に採捕されたことを知りながら、これらを運搬し、保管し、取得し、又は処分の媒介・あっせんをした者に対しても、密漁者と同じ罰則（3年以下の**拘禁刑**又は**3,000万円以下**の罰金）が適用されます。

組織的な密漁の防止

- 財産上の不正な利益を得る目的で採捕する場合、流通ルートを含め組織化されているため、現場で実行役を押さえたとしても、密漁品は別の者が売りさばくため、実行役が使い捨てになるだけで犯罪は減りません。
- 密漁品を買い受ける者など、流通に関係する者にも罰則を適用することが必要です。



次の行為をした者に対しては、**3年以下の拘禁刑** 又は **3,000万円以下**の罰金が科されます。

運搬

密漁品を他の場所に移動させる行為

保管

密漁品を保存・保持する行為

取得

密漁品を手に入れる行為（有償・無償を問わない）

処分の媒介・
あっせん

密漁品を販売等する相手を紹介したり仲介したりする行為

停泊命令等

密漁を防止するためには、禁止規定とともに、使用する船舶の使用を停止するなど、漁業法に基づく**行政処分を効果的に運用することも重要**です。

停泊命令は、採捕者が使用する船舶の出港自体を禁止するものであり、また、漁具の陸揚げ命令は漁具の使用自体を不可能とするものであり、密漁の実行を困難にする観点から効果的です。

これを踏まえ、停泊命令・漁具の陸揚げ命令等を法律に規定しました。この命令に違反した者に対しては、**3年以下の拘禁刑**又は**300万円以下**の罰金が科されることとなります。

停泊命令

違反者に対して、出港して漁業に従事することを停止することにより、漁業秩序を維持し、水産資源の管理の実効性を担保

漁具等の 陸揚げ命令

違反者に対して、漁具等の使用を停止することにより、漁業秩序を維持し、水産資源の管理の実効性を担保

VMS等の 備付け命令

船舶の位置を報告させ、リアルタイムで操業状況を把握することにより、漁業秩序を維持し、水産資源の管理の実効性を担保

命令の根拠規定を法律に明記し、違反した者に対する罰則を強化

改正前	改正後
農林水産省令又は漁業調整規則に基づく 停泊・陸揚げ命令	法律に基づく停泊・陸揚げ命令
2年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（省令） 6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金（規則）	命令に違反した場合の罰則は、 3年以下 の拘禁刑又は 300万円以下 の罰金

漁業法の改正と罰則の体系

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪を新設し、法定刑は、個人に対する罰金の最高額（3,000万円）を規定しました。

また、無許可操業や漁業権侵害の罪に対する罰金の上限も引上げ、全体として罰則を強化しました。

違反行為	改正前		改正後	
	拘禁刑	罰金	拘禁刑	罰金
特定水産動植物の採捕（第190条第1号）	—	—	3年	3,000万円
密漁品の流通（第190条第2号）	—	—	3年	3,000万円
漁獲割当ての設定を受けず採捕（第191条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
年次漁獲割当量を超えて採捕（第191条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
採捕停止命令、停泊命令等違反（第191条第2号）	3年	200万円※1	3年	300万円
停泊命令等違反（第191条第2号）	2年	50万円※2	3年	300万円
無許可操業、禁止漁業違反（第191条第3号、第4号、第8号）	3年	200万円	3年	300万円
大臣許可漁業の許可、漁業権に付けた条件違反（第191条第5号）	3年	200万円	3年	300万円
無免許操業（第191条第7号）	3年	200万円	3年	300万円
海区漁業調整委員会等の指示に従うべき知事命令違反（第193条）	1年	50万円	1年	50万円
漁獲量の報告義務違反（第195条第1号）	6月	30万円※1	6月	30万円
知事許可漁業の許可に付けた条件違反（第195条第4号）	6月	10万円※3	6月	30万円
検査拒否・妨害・忌避等（第195条第6号）	6月	30万円	6月	30万円
漁業権又は組合員行使権を侵害（第197条）		20万円		100万円

※1 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）

※2 農林水産省令

※3 都道府県の規則

総合的な密漁対策

漁業法の改正による罰則強化により、密漁の抑止に大きな効果があると考えています。

他方、密漁を抑止するためには、資源管理のルールの啓発、夜間や休漁中の漁場の監視や密漁者を発見した際の実績機関への速やかな通報等、日頃の現場における活動が重要です。

また、取締りについては、海上保安官及び警察官とともに、水産庁等の職員から任命される漁業監督官や都道府県職員から任命される漁業監督吏員が実施しており、今後も関係機関と緊密に連携して取締りを強化していきます。

さらに、情報共有や密漁対策への支援、一般市民に対するルールの普及啓発を行うなど、総合的な密漁対策を推進しています。

漁業者による
パトロール

日常の監視の目による
抑止・牽制効果あり

監視カメラの
設置等による
物理的対策

物理的対策の効果は継続的
であり、牽制効果あり

取締事例や効果的な
防止対策等の
情報共有

密漁防止対策全国連絡会議等を開催
水産庁、警察、海保、都道府県等が参加、
効果的な対策について、情報提供等

密漁対策への支援

都道府県への交付金等により、
漁協等の密漁監視施設の整備等の支援に加え、
効率的な監視活動に必要な資機材の導入等のソフト対策も支援

取締り

水産庁と関係県が連携し、
密漁防止を目的とした合同取締りを実施

水産物流通の
適正化

密漁品の市場流通からの排除

詳しくは水産庁Webサイトへ

🔍 水産庁 密漁対策



水産庁